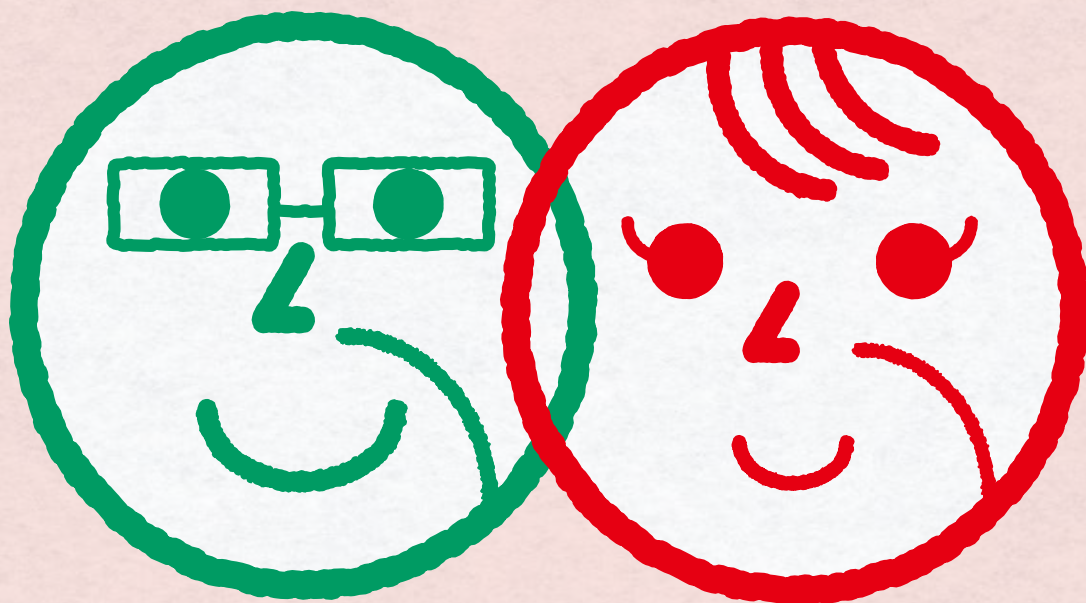


遺贈寄附をお考えのお客さまへ ご案内



近年、社会貢献への関心の高まりから

ご逝去のあと、「ご自身の財産を地域のために役立ててほしい」として

遺言によって遺産を寄附する遺贈寄附への関心が寄せられています。

名古屋銀行では、遺贈寄附をご希望されるお客さまのご意向を実現させるため、

医療・福祉・教育機関・地方公共団体等と連携して

きめ細かいサポートを行います。

お客さまの想いをかたちに。

～お客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えします。～

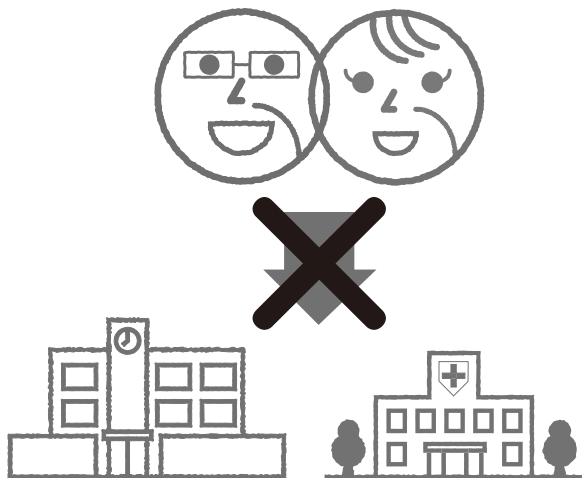


名古屋銀行

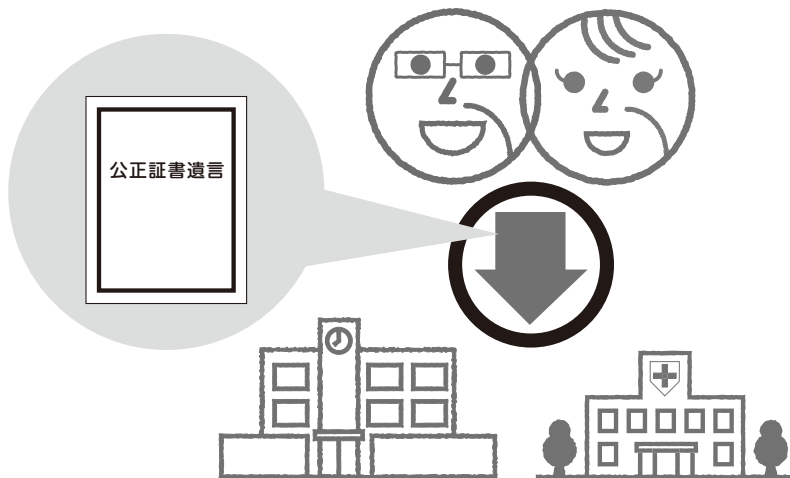
Bank of
NAGOYA

協定締結先への遺贈寄附について

遺贈寄附とは、個人が遺言書によって遺産の全部、または一部を特定の個人や団体などに寄附することをいいます。



遺言書がないと、法定相続人以外には相続させることはできません。



遺言書があれば、法定相続人以外にも相続させることができます。

協定締結について

① 遺言書作成時の事前確認が不要

- ご意向を実現させるためには、ご逝去の際、遺贈先に寄附を受け入れる態勢が整っていることがとても重要です。
- そのため遺言書作成時には、遺贈寄附予定先に遺贈寄附の受け入れについて、事前確認が必要となります。
- 協定締結先であれば事前確認が不要となり、スムーズに遺言書を作成することができます。

② 名古屋銀行との協定締結先であれば安心

- 名古屋銀行の協定締結先であれば、寄附金の受け入れ態勢が整っていますので手続きがスムーズです。
- 名古屋銀行が遺言執行者として遺贈寄附実現のお手伝いをいたします。
- 協定締結先も、地元の「医療・福祉・教育機関・地方公共団体」中心ですので、地域循環型の「遺贈寄附の地産地消」により地域の発展に役立てることができます。

遺贈寄附の流れ

① 協定締結先に遺贈のご相談

② 協定締結先から名古屋銀行を紹介

③ 名古屋銀行にて詳細についてのご相談

④ 遺言信託の申込・契約 (公正証書遺言の作成・保管)

⑤ ご逝去により遺言書に基づく寄附の実施

※名古屋銀行へ直接ご相談いただくことも可能です。

※必ずご確認ください。

・このチラシは、遺贈について一例を図解にしております。詳しくは、お近くの名古屋銀行へご相談ください。後日専門のスタッフよりご連絡いたします。
・当行は、遺言を活用した遺贈に関する相談に対し、必要に応じて「遺言信託」など、お客さまの意向に沿った商品・サービスを提供いたします。(有料)

2023年6月現在